

## 文化学園大学短期大学部科目等履修生規程

(目的)

第1条 文化学園大学短期大学部学則第28条の規定に基づき、この規程を定める。

(入学資格)

第2条 科目等履修生は、高等学校卒業又はこれと同等以上の学力を有する者とする。

(準用)

第3条 この規程以外の条項については、文化学園大学科目等履修生規程を準用する。

(規程の改廃)

第4条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学長が定める。

**附 則**

この規程は、昭和47年9月1日から適用する。

**附 則**

この規程は、平成3年12月1日から改定施行する。

**附 則**

この規程は、平成4年4月1日から改定施行する。

**附 則**

この規程は、平成5年4月1日から改定施行する。

**附 則**

この規程は、平成11年4月1日から改定施行する。

**附 則**

この規程は、平成14年4月1日から改定施行する。

**附 則**

この規程は、平成23年4月1日から改定施行する。

(文化女子大学・文化女子大学短期大学部から文化学園大学・文化学園大学短期大学部へ校名変更)